

		<p>請求中レセプトの残高の中に根拠資料が明確でないものがあるため、適正な残高管理を行う必要がある。</p>
3 検査部の人員		<p>検査部の人員は、全国平均よりも 8 名少ない。人員投入により増収になるが人員削減で実行できない。人員の定数管理を見直すべきである。</p>
4 放射線部の人員		<p>放射線部は患者の需要が多く、費用対効果も期待できるが、定数管理のため人員を増加できない状況である。予約待ち状況を今後 6 ヶ月から 1 年かけて解消できるよう適正人員を確保することが望ましいと考える。</p>
5 看護部の 2 交替制勤務		<p>①看護部の 3 交替勤務を 2 交替にした方が仕事がしやすいと考える。勤務実態を把握した上で再検討すべき。</p> <p>②2 交替制勤務の試行においては、準夜及び深夜勤務という 2 回の夜間看護を連続して勤務時間として割り振られたものとして勤務 2 回として夜間勤務手当を支給しているが、試行の結果導入することは適当と判断した場合には、解説論ではなく、金額を含めて明確に規則化することを検討すべき。</p>
6 公衆電話の収入		<p>平成 18 年 2 月から平成 19 年 8 月 9 日までの公衆電話の収入が計上されていなかった。</p> <p>平成 18 年度分未納額 792,877 円を平成 19 年 8 月 10 日に、平成 19 年度分未納額 128,745 円を平成 19 年 9 月 25 日に病院事業会計に収納した。</p>
7 医業未収金		<p>①医業未収金で請求準備中レセプト及び</p> <p>①請求準備中レセプトの内容について確</p>
		<p>人への移行を目指し、必要な準備を進めしていく。</p> <p>県全体としての人員削減に取り組む中で、現段階では増員は困難な状況にある。</p> <p>現段階では人員の増加は困難な状況にあるが、検査待ち患者の状況について検証を行い、必要に応じて予約枠の見直しについて検討する。</p> <p>①2 交替制勤務の実施可能な病棟については、現在試行を実施しており、その結果を踏まえ、可能な範囲で検討する。</p> <p>②現行規則は、現在試行中の準夜及び深夜勤務を連続して行う 2 交替制勤務を前提としているため、夜間看護手当の支給においては、準夜及び深夜勤務をそれぞれ同一日に割り振ったものとして支給している。試行の結果、2 交替制勤務を導入することが、適当と判断された場合には、規則を改正する。</p> <p>③それ以外の医業未収金は過去の貸倒実績等を考慮して貸倒引当金を計上することが期間損益計算を適正に行うためにも必要である。</p> <p>④火災共済保険の対象物件</p> <p>①平成 17 年 3 月に第二期工事が完成したが、その後 1 年を超えて火災共済に加入していないため、夜間看護手当の支給においては、準夜及び深夜勤務をそれぞれ同一日に割り振ったものとして支給している。試行の結果、2 交替制勤務を導入することが、適当と判断された場合には、規則を改正する。</p> <p>⑤請求準備中レセプトの残高の中に根拠資料が明確でないものがあるため、適正な残高管理を行う必要がある。</p> <p>⑥患者負担分に係る未収金のなかで、長期間滞留債権となっている所在不明の滞納者に係るものについては、不納欠損処理一般的である。今後も、これまでどおり稼働額分を調定して未収金を計上し、減点相当額の未収金を消し込む方法で適切に未収金残高を管理していく。</p> <p>⑦患者負担分に係る未収金のなかで、長期間滞留債権となっている所在不明の滞納者に係るものについては、不納欠損処理など、他部局の対応も踏まえて対応していくこととする。</p> <p>⑧貸倒引当金を設け、貸倒引当金を計上することは、行政実例によりできない。</p> <p>⑨貸倒引当金を設け、貸倒引当金を計上することは、行政実例によりできない。</p> <p>⑩貸倒引当金を設け、貸倒引当金を計上することは、行政実例によりできない。</p> <p>⑪平成 13 年度に完成した第 1 期工事分の資産について、平成 14 年度から火災共済に加入している。平成 16 年度に完成した第 2 期工事分の資産について、火災共済の加入漏れがあり、平成 19 年度又は平成 20 年度から加入了。また、平成 17 年度除却資産について、平成 17 年度に火災共済に加入していたのは、防災用資材倉庫（帳簿価格 113 万円）のみであり、平成 18 年度は火災共済に加入していない。</p> <p>⑫器械備品についても、取得時期、除却時期と火災共済の加入期間の整合性がとれておらず、火災共済の意味が認識されていない。</p> <p>⑬固定資産台帳が作成されるのが、取得の翌年度となるため、火災共済加入申請時期である 3 月には、共済加入年度の前々年度の固定資産台帳を基に、当該年度</p>

減価償却費も計上すべきでない。

の除却、新設を加味して申請している。今後は、前年度末の固定資産台帳が整備された時点で、再度申請物件をチェックし、万一漏れがある場合は、追加で申請していく。

9 建物等火災共済委託基準

中央病院としての建物等火災共済委託基準を定め、それに基づき火災共済に加入することが適当である。

10 医業機器による安全管理

医業機器に係る安全管理のための体制確保について、充実を図る必要がある。病院内の個々の医療機器の点検計画について、さらに対象医療機器の範囲を拡大する必要がある。

11 固定資産台帳と現物の不一致
固定資産台帳と現物の不一致が一部にあり、計上金額の誤りもあった。実態に合った処理をする必要がある。また、器械備品の貸借対照表計上額と減価償却費計算書との残額に不一致があったため修正する必要がある。

12 減価償却費計算書
減価償却費計算書の建物、構築物、器械備品に過去に除却されたものが1,595件登録されているが、必要ないものなので整理する必要がある。

13 無形固定資産の計上時期
新病院情報システム導入業務の無形固定資産の計上時期は業務がすべて完了する平成20年度とすべきであり、それ以前には

管財課の基準も参考にしながら、現行の内規を精査し、病院の建物等火災共済保険の加入基準を、平成20年度中に策定する。平成20年度は、新基準の考え方に基づき、付保もれ等がないよう保険への加入を行った。

院内の器械備品管理委員会等で医療機器の保守管理方針について、さらに検討していく。

14 繰延資産
繰延資産が貸借対照表金額より過少に計上されており、また、平成18年度の繰延資産の償却額に償却不足がある。

15 企業債の超過借入

平成17年度の県立中央病院建設事業にかかる企業債の超過借入額379百万円があった。

設仮勘定へ計上し、平成19年度末のシステム移動をもって無形固定資産への振替を行った。また、減価償却費は翌年度から発生するが、平成18年度に無形固定資産に計上した分は、振替修正を行ったため、平成19年度に減価償却は発生しない。

16 預り金

預り金の平成19年3月31日の決算報告書残高に誤りがあった。精査し前期損益修正及び修正益として適正に計上する必要がある。

17 賞与引当金

病院事業会計は、計上できる引当金が制度上限定されていること及び基準日に在職することをもって支払い原因が発生するという考え方から、賞与引当金が計上されていないが、正しい期間損益計算の観点から賞与引当金繰入額を計上すべきと考える。

システム上、過去に除却された資産は帳簿額0で登録され、減価償却計算書上に印字されたものであり、平成20年度中に除却処理を行う。

平成18年度に無形固定資産に計上したものは、建設仮勘定に計上し直すとともに、平成19年度の引渡分についても、建

18 修繕引当金
修繕引当金が修繕費実績から判断して適正に計上されていない。期間損益計算

原則的には、引当金の計上を行るべきであるが、現在、経常損失、当期損失、

の適正化のためにも追加費用を計上する必要がある。

1.9 退職給与引当金

退職給与引当金は現在 5 百万円計上されているが、平成 18 年度の職員の期末要支給額は、5,943 百万円であり差額 5,938 百万円は追加費用を計上すべきである。立場をとっていることに一定の理解は示すが、今から 38 年前の会計指針を現在の会務省にあってはることは適当ではなく、会修正すべき時期に来ているものと考える

累積欠損金を抱えているため、これ以上の費用増加となる修繕引当金の引当は行つていい。今後、修繕引当金の必要性について、検討する。

2.4 繰出基準の精査

不採算高額医療器械の運用に伴う不採算部分の一般会計からの繰入金約 78 百万円が過大である。また、繰入れの積算数値（職員給与費）に問題がある。実績数値の確認及び実績に基づいた精査をすることも検討すべきである。

不採算額を精査したうえで、本年度策定する公立病院改革プランとの整合を図る中で、繰出基準の見直しを検討する。

2.5 医師の時間外勤務手当

医師の時間外勤務手当について命令時間と査定時間との差が 12.467 時間ある。今後時間外勤務手当の支給にあたっては、医師の勤務態勢の特殊性を考慮し、命令権者が勤務実態を把握、命令し、手当が支給できるよう検討すべき。

原則的には、引当金の計上を行なべきであるが、行政実例に従い、欠損金がある中の退職給与引当金の計上はしていない。平成 17 年 3 月に総務省から退職給与引当金についての基本方針が示され、その中で、「地方公共団体の実態を踏まえ、あり方について検討する。」とされたことから、今後の国の動向を注視する。

とすべき。

医師の時間外勤務手当について命令時間と査定時間との差が 12.467 時間ある。今後時間外勤務手当の支給にあたっては、医師の勤務態勢の特殊性を考慮し、命令権者が勤務実態を把握、命令し、手当が支給できるよう検討すべき。

2.6 託児所等業務委託の積算

1 日 4 時間、1 月 45 時間、年 360 時間と査定時間と時間外勤務手当を支給することとした。さらに平成 20 年 4 月から、年間 360 時間を超える勤務が必要な具体的な業務を明示して、協議を行うことにより、時間外勤務の限度時間の延長ができるよう改めた。非常勤医師についても時間外勤務を行えることとし、応分の時間外勤務手当が支給できるように要綱を整備した。

平成 19 年度決算において修正処理を行った。

2.7 売店等の施設使用料

病院内のレストラン、売店等からの施設の使用料は民間の店舗使用料と比較して安価である。病院の行政財産使用料の規定を設けることは困難であり、現行制度に基づいた算定によることとなる。

2.1 寄附金

資本剰余金（寄附金）としての計上が適当ではないもの（34,000 円）を資本剰余金から削除する必要がある。

平成 19 年度決算において修正処理を行った。

2.2 固定資産台帳の記載

固定資産台帳の国庫補助金計上額の一部 4,366,000 円に誤りがあるので、台帳の記載を修正する必要がある。

平成 19 年度決算において固定資産台帳の修正を行った。

2.3 繰出基準の追加

①一般会計繰出金対象の不採算高度医療器械を 1 億円以上としているが、交付税措置されている 5 千万円以上の器械とすべき。保運合会等の委員となつた医師の人件費等については一般会計繰出金の対象

平成 19 年度決算において固定資産台帳の修正を行った。

2.6 託児所等業務委託の積算

託児所等業務委託契約において、積算額及び積算方法が実績報告書と相当違うため、契約額が適正かどうか判断することが困難である。

平成 20 年度から、実態に即した積算方法にあらためて契約を行っている。

2.7 売店等の施設使用料

①②本年度策定する公立病院改革プランとの整合を図る中で、繰出基準の見直しを検討する。

現段階では、病院独自の行政財産使用料の規定を設けることは困難であり、現行制度に基づいた算定によることとなる。

根本的に見直し、明確な根拠規定の設置を検討すべき。

28 看護師白衣賃貸借
看護師白衣賃貸借において、退職者 13 名についても支払っていた。

29 医療用酸素濃縮器等賃貸料
医療用酸素濃縮器賃貸料等について、実際の使用状況と業者の請求の一部に不突合があった。また、診療報酬の請求漏れがあった。適正に処理すべき。

30 薬品、診療材料費について

①後発医薬品は安全性、患者のニーズ等を勘案の上、採用拡大に取り組むべき。

②北病院との一括購入や医師等の協力を得て同効品の整理・統合を進めるべき。

③在庫管理では外来、病棟での受払記録を行い、在庫の年齢調べによるデータ管理も必要。

④オーダリングシステムにおいても、領收済通知書は連番で管理されている。実際に収入され又は未収計上されている

が、施設の必要性を考慮して、減免率を適用している。減免率については、他の類似県立施設と比較検証を行う。

平成 19 年度に過払分（122,850 円）を払い戻した。平成 20 年度から、年度当初人員を確認し、毎月の増減について連絡を徹底した。

医療用酸素濃縮器賃貸料等の請求額と診療報酬請求の該当項目の一覧表とを確認するよう事務処理を改めた。

診療報酬の請求漏れについては、追加請求の手続きを行った。

①後発医薬品の採用拡大については院内の薬事委員会での検討を継続する。

②北病院との一括購入については、扱う種類が大きく異なることもあり、検討が必要である。また、同効品の整理・統合については、引き続き、薬事委員会、診療材料等管理委員会において推進していく。

③外来、病棟での受けについて記録しており、払いについては一部について消費入力が可能であるが、全品の入力は困難なため、費用対効果を考える中で検討する。

④オーダリングシステムにおいても、領收済通知書は連番で管理されている。実際に収入され又は未収計上されている

ことを確認することが出来ない。内部統制上の不備である。

32 医師に対する謝金の着服
招へい医師に対する謝金の着服に関する事件の弁済金は、医業未収金ではなく、医業外未収金とすべき。また、約 2/3 が回収されていないので今後の返済計画について契約書を締結する等回収努力を行う必要がある。

33 天井ガラス取替工事
1 案件あたり天井ガラス取替工事費が 1 枚 84 万円である。県民の感覚からは納得がいかない補修費である。

34 インカレーターの危険箇所
1 階から 2 階へのインカレーターに危険な箇所がある。早急に検討すべき。

35 駐車場運営の営業損失
病院の立体駐車場の運営損益は現段階で赤字が想定されることから改善が必要。職員等自家用車通勤者会への使用料改定、一般利用者の無料時間の短縮により、駐車場運営から発生する営業損失をなくす必要がある。

③在庫管理では外来、病棟での受払記録を行い、在庫の年齢調べによるデータ管理も必要。

④オーダリングシステムにおいても、領收済通知書は連番で管理されている。実際に収入され又は未収計上されている

報システムにおいては、入金の管理を厳格に行う仕組みを構築している。

着服に係る弁済金については、医業外未収金として扱うようにする。また、未回収の弁済金については、今後とも回収努力を続ける。

客観性のある単価などにより積算したもので、適正な価格であると判断している。

36 備蓄庫収容品
備蓄庫収容品は有効期限切れのものは処分し、品名が変更されたものは訂正する必要がある。

③外来、病棟での受けについて記録しており、払いについては一部について消費入力が可能であるが、全品の入力は困難なため、費用対効果を考える中で検討する。

④オーダリングシステムにおいても、領收済通知書は連番で管理されている。実際に収入され又は未収計上されている

有効期限の切れた乾パンは平成 19 年 8 月に処分し、品名が改正された缶詰について、品名の訂正を行った。

③二次救急医療の預り金は、院内での処置等を行ったのち、患者が帰宅する際に收受しているものであり、「前受金」としての性格を有するのものではないと判断し、「預り金」として処理している。また、預り金の額については、実態を

④オーダリングシステムにおいても、領收済通知書は連番で管理されている。実際に収入され又は未収計上されている

<p>3 8 病院職員被服の在庫管理</p> <p>病院職員被服等の貸与が行わされているが、在庫明細が把握されていない。現物の管理を行うとともに期末に貯蔵品として計上することも検討すべきである。また、病院職員被服等貸与規程があるが規程どおり運用されていない。</p>	<p>検証する中で、事後の事務処理量などを勘案し、必要に応じて見直しを検討する。</p> <p>在庫管理については、実態にあった管理が出来るよう、必要に応じて貸与規程の見直しを検討する。</p>
<p>3 9 院内洗濯業務委託等</p> <p>①院内洗濯業務委託は、業務内容が変更されているので積算の見直しが必要である。また業務日報の提出がない。</p> <p>②寝具賃貸借、シッ交換業務委託の業務報告書の提出がない。</p> <p>③設備運転管理業務の積算の再度見直しが必要。</p>	<p>①委託した業務内容について、委託先業者は過不足なく業務を行っており、積算の内容と業務実態に相違がある。また業務日報についても提出させていないと判断している。なお、業務日報については平成 19 年 9 月から提出させている。</p> <p>②業務報告書の提出を課しているが、「依頼書」の業務を完了した業者印により把握をしている。</p> <p>③現行体制は企業努力の結果であり、積算は変更しない。</p>
<p>④病棟看護補助業務は同一業務が分離発注されているので再検討すべき。</p> <p>4 0 契約書の作成日等</p> <p>①物品売買契約書の日付が、入札日前に行われていた。</p>	<p>④平成 21 年度 9 月末で長期継続契約が満了するが、次回の契約に当たっては統合化を行う方向で検討する。</p> <p>①契約書の締結日を誤って記載した。今後、入札結果の供覧時には契約書を作成し、入札結果と併せて確認するようにした。</p>
<p>②また、図書購入の予算の流用は臨時的な支出に留める必要がある。</p>	<p>②図書費を含め研究研修費は、収入に応じて支出を制限しているため、当初の予算上は収入見込額を仮に研究雑費に計上</p>

4.6 営業キャッシュフロー
「キャッシュフロー」のうち営業キャッシュフローをみると、平成 18 年度において、16、17 年と比較すると約 6 ~ 9 億円の急激な改善が見られ、経営努力が窺える。期末の現金は 18 億円以上保有しており、現金ベースの経営状況は安定している。

今後とも現金ベースでの経営安定の維持に努力していく。

4.7 診療科別の貢献利益
診療科別の貢献利益を別途作成した結果、政策医療にかかる救命救急センター・産科の赤字は政策的配慮が必要。問題は口腔外科が貢献利益の段階で赤字となっており、業務の見直しが必要不可欠である。また、改善にあたっては、他の医療機関との連携も視野に入れて考慮する必要がある。

4.8 建設仮勘定
平成 16 年度に建設仮勘定の過去の会計処理の誤りをまとめて修正した。

病院事業 北病院

1 北病院の概要
北病院については、病院機能強化やデイケアの拡大を行うなど、ここ数年大改革を行い、期待される役割・機能を十分果たしている。財務数値上も特に問題となる項目はない。

新病院情報システムを活用し、部門別損益を継続的に把握する中で、更なるコスト管理を行い経営改善に繋げていく。

2 医業未収金の残高
医業未収金の平成 19 年 3 月 31 日現在の帳簿残高が実際有高より 1,097,507 円少なく計上されているので修正する必要がある。

今後も山梨県の精神科基幹病院としての役割・機能を着実に果たすとともに、最良の精神科治療を行っていく。
また、健全な病院経営に努めていく。

3 医業未収金の消し込み

新病院情報システムを活用し、部門別損益を継続的に把握する中で、更なるコスト管理を行い経営改善に繋げていく。また、備品に購入日等を示す備品シールが多く貼付されていない。さらに、臨床化学自動分析装置が事務処理上廃却されているが、実際は廃却されていない。消防用設備等点検結果の不良箇所について補修が必要である。

4 固定資産台帳
廃却された固定資産（建物）が固定資産台帳に 3 件記載されたままになっている。また、備品に購入日等を示す備品シールが多く貼付されていない。消防用設備等点検結果の不良箇所について補修が必要である。

新病院情報システムを活用し、部門別損益を継続的に把握する中で、更なるコスト管理を行い経営改善に繋げていく。

平成 19 年 3 月分の伝票に医業外未収金との他医業外収益との二重計上が 3 件あった。いずれも未収金の消し込みを行っていないことによって生じたものであり、修正する必要がある。

今後は、伝票の確認回数を増やすなど、適正な事務処理に努める。

4.9 廃却された固定資産（建物）が固定資産台帳に 3 件記載されたままになっている。また、備品に購入日等を示す備品シールが多く貼付されていない。消防用設備等点検結果の不良箇所について補修を行った。

5 繰延資産（控除対象外消費税）
繰延資産（控除対象外消費税）が貸借対照表の計上額より 442,634 円過大計上されているので修正する必要がある。

6 住居手当の支給
住居手当の支給に際しては、当初の賃貸借契約書が契約期間満了となつた後は、契約更新を行つた後の契約書について、手当額を変更し、差額について調整を行つた。

7 給食業務の委託化
当該賃貸借契約書の提出等により、確認作業を行い、変更の必要のある者について、手当額を変更し、差額について調整を行つた。

<p>給食業務の委託化により、約34百万円の経費の削減が見込まれる他、業務委託によって不要となる業務の削減効果も大きい。</p>	<p>8 各種委託契約 各種委託契約については、中央病院と北病院で重複した内容が多いため、共同発注することにより、業務の合理化や、価格交渉を有利に進めることが可能である。また、物品管理業務委託について中央病院と同様外部委託も視野に入れて検討を行うべきである。 特殊検査業務委託について、県立中央病院と県立北病院は、それぞれ2者による見積り合わせも価格交渉を有利にすることが可能であると思われるので、検討の価値がある。</p>
<p>9 電気の供給契約 北病院のピーアク電力を減らすことにより、電気の供給契約を再検討し、電気料の削減に取り組む必要がある。</p>	<p>北病院では、平成17年度に、それまでの電気供給契約の見直しを行い、最もコストダウンが見込まれる料金プランに契約変更している。また、常日頃から節電組合の徹底を呼びかけ、経費の節減に努めており、今後も継続して経費削減に努めていく。</p>
<p>10 清掃業務委託の過小積算 清掃業務委託契約において、予定価格の積算日数と業務仕様書における業務日数とが異なっていた。また、年末年始の清掃業務が業務仕様書どおりに行われていなかった。</p>	<p>予定価格調書の積算で、清掃業務日数を52日分少なく積算したが、この予定価格の範囲内で1回目の入札で落札されており、契約上は有効である。平成20年度の契約から、予定価格の積算方法及び業務仕様書の見直しを行い、年末年始の清掃についても仕様書の修正を行った。</p>
<p>11 病院情報システム委託の過大積算 病院システムのコンピュータ処理に係る委託契約において、予定価格積算の際に過大積算が283万円あり、その結果予定価格を180万円(2カ年合計)オーバーして契約していた。(値引率10%を1%で計算したため、予定価格よりオーバーした金額で契約した。)</p>	<p>業務の外部委託化については、経費節減効果も見込まれることから給食業務に限らず様々な業務について検討を行っているところである。給食業務委託については、人事・組織等を考慮し、検討していく。</p> <p>委託契約に当たっては、指摘を踏まえ、よりコストを縮小できるよう、中央病院と協議を行っていく。</p> <p>また、物品管理業務委託についても、中央病院の契約内容を参考にして検討する。特殊検査業務委託について、財務規則上、2者による見積り合わせができる見込みとなっていながら、より経費節減が見込まれるので、可能な限り3者以上からの見積り合わせを実施していきたい。</p> <p>11 病院情報システム委託の過大積算 病院システムのコンピュータ処理に係る委託契約において、予定価格積算の際に過大積算が283万円あり、その結果予定価格を180万円(2カ年合計)オーバーして契約していた。(値引率10%を1%で計算したため、予定価格よりオーバーした金額で契約した。)</p> <p>12 冷温水ユニット保守委託の過大積算 冷温水ユニットの保守・点検業務委託契約において、予定価格積算の際に過大積算が7万円発生し、その結果予定価格を4万円オーバーして契約していた。</p> <p>13 食器洗浄等業務委託の過大積算 給食器洗浄等業務委託契約において、予定価格積算の際に過大積算443万円が発生した。実際の執行では入札が不調であったため、協議を経て随意契約した結果、予定価格を443万円(3カ年合計)オーバーして契約していた。</p>

14 看護師宿舎
築後41年を経過し、遊休施設となつてゐる看護師宿舎を解体し、外来患者数の増加に対応できるよう外来駐車場用地を確保すべきである。

15 小遣い金の管理
入院患者から預かっている小遣い金等の管理について、要綱どおり実施されていない。要綱の見直しを検討すべきであり、さらに入院患者との間で管理について約定書の締結をすべきである。また、事務手数料の徴収についても検討すべきである。

看護師宿舎の解体及び駐車場の拡張工事を、平成20年度に実施した。

平成19年度中に管理要綱の見直しを行い、平成20年2月から小遣い金の管理に関する入院患者との約定書を締結した。事務手数料の徴収については、事務量等を確認しながら検討する。

②人件費等に関する事務執行について

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 人事評価 人事評価制度は過渡期であるものの、各任命権者毎の温度差は相当ある。人事評価制度の趣旨を踏まえて山梨県全体としてバランスのとれた対応が望まれる。	平成19年に国家公務員法が改正され、人事評価は任用、給与等の人事管理制度の基礎と位置づけられた。地方公務員法についても同様の改正が検討されていることから、制度の本格実施に向けた取り組みを進めていく。
2 勤勉手当 人事評価制度が完成していないため、条例・規則の理念と相当乖離した勤勉手当の支給が行われている。人事評価制度の確立及び運用が必要不可欠であり、勤勉手当にしつかり反映することが条例・規則上要求されている。	人事評価を本格実施している管理職については、その結果を勤勉手当に反映しているが、平成20年6月期から成績に応じた支給額の格差を拡大し、より勤務成績を反映させた支給を行うこととした。管轄職以外の職員については、地方公務員法改正の検討の状況を見ながら、人事評価制度の本格実施に向けた取組を進
3 昇給号数 給料における昇給の号給数の合計確認は、任命権者ごとに昇給のことになっていて、要綱どおり実施されていない。要綱の見直しを検討すべきである。	任命権者ごとに昇給の総号給数を確認すると、一部の任命権者のところで限度号給数を18号超えていた。「人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる」とされているが、この承認を文書で確認することができなかった。
4 扶養控除に関する税務署からの是正措置の取扱い 扶養控除に関する税務署からの是正通知により、所得税の納付はしているが、扶養手当の返納、戻入処理が行われていないものがあった。より徹底した手当確認の仕組みを検討する必要がある。	扶養手当の返納が必要であったものは、平成20年4月までに処理を完了した。毎年実施する諸手当確認において、更に周知徹底を図っていく。
5 臨時職員 総務部の臨時職員について、内申が任用の開始予定期日前15日までに行われているが、その結果を勤勉手当に反映しているが、平成20年6月期から成績に応じた支給額の格差を拡大し、より勤務成績を反映させた支給を行うこととした。	要綱上、内申は任用の開始予定期日前15日までとしていたが、実態に合わせて要綱の見直しを行った。履歴書について古いものがあった。臨時職員取扱いは、任用更新の場合等も新たに履歴書を添付するよう徹底させた。
6 バスカード利用 バス通勤の通勤手当の計算において回数券を利用するなどを前提としている	通勤手当額の算定方法について見直しを行い、平成20年度からバスカードの

めしていく。

3 昇給号数
給料における昇給の号給数の合計確認は、任命権者によっては定められた昇給の号給数を超えてしまう場合がある。このため任命権者間で定められた号給数の合計範囲内で号給数を調整し、その結果について、人事委員会と協議した上で文書により報告している。これに対し、人事委員会から特に異議がないものについては、承認を得たものとして取り扱っている。

なお、平成20年3月31日の人事委員会通知により、任命権者間における昇給の号給数の調整の取り扱いが明文化されたため、今年度からはこの通知に基づき実施していく。

4 扶養控除に関する税務署からの是正措置の取扱い
扶養控除に関する税務署からの是正通知により、所得税の納付はしているが、扶養手当の返納、戻入処理が行われていないものがあった。より徹底した手当確認の仕組みを検討する必要がある。

5 臨時職員

総務部の臨時職員について、内申が任用の開始予定期日前15日までに行われているが、その結果を勤勉手当に反映しているが、平成20年6月期から成績に応じた支給額の格差を拡大し、より勤務成績を反映させた支給を行うこととした。

6 バスカード利用
バス通勤の通勤手当の計算において回数券を利用するなどを前提としている

②自動車整備業務従事手当については、業務日誌など具体的な業務を確認すべき資料を整備すべき。

10 定年退職者の退職金
県職員の定年退職の場合の退職金は、平均約28百万円程度である。
退職手当条例見直しの際には、民間の退職金の実態を把握し、それらの結果を反映した制度とする必要がある。

11 退職金の調整率
県の退職金制度は、国の制度に準拠しており、同様の支給水準とになっているが、人院では、民間の支給水準との乖離をなくすため、通常の退職金に上乗させて払う調整率制度を設け、現在の調整率は4%となっている。この調整率は県の退職手当条例にも規定されているが、民間給付実態調査等で民間の支給水準を把握した上で退職金の調整率について検討する必要がある。

12 退職勘定制度
勤続25年以上で年度末年齢が50歳以上上の者の95%が勘定退職扱いであり、自己都合退職の2~3割増の退職金が支払

②自動車整備業務従事手当は、平成19年4月から、職員に具体的な業務を確認するための補助票を作成させ、確認を行っている。

③警察の特殊勤務手当は、他の都道府県と同様に国家公務員等の手当に準拠したものとなっている。

今後とも、国や他の都道府県を参考にしながら、合理的、効率的な手当の在り方について検討を進めていく。

本県の退職手当条例は、他の都道府県と同様、国家公務員の制度に準拠したものとなっている。

国では、民間企業との支給水準の均衡を図るために、毎年、民間退職金実態調査を実施し、見直しを図っている。

本県も同様の見直しを行ってきており、今後とも国や他の都道府県の動向などを注視していきたい。

われている。当該勤奨制度は毎年度行わ
れていることから自己都合で退職せざる
を得ない者も、この制度の要件を具備す
れば一定額以上の退職金が支給される。
そのため、現状の勤奨制度を廃止し、例
えば3年程度に1回実施する勤奨制度を抑
制することにより、退職金の支出を抑
制することも検討すべき。

1.3 懲戒処分の指針の作成

過年度の懲戒処分時の給料の支払い等
は適正に処理されているが、非違行為の
類型ごとに具体的な処分の種類を示した
指針が作成されていない。処分の判断材
料を保持するためにも一応の目安、ガイド
ライン、指針があつたほうが望ましい
と考える。

1.4 教員の評価制度

教員の勤務評定で、D評定を受けた者
を昇給させることは再検討すべきであ
る。これらの者については、所属長が厳
しく指導を行い、勤務の改善を行なべき
であり、改善がみられないものについて
は指導力不足教員として認定を行なべき
である。また、今後も勤務成績について給
与や処遇に反映するための制度の確立を
早急に行なうことが必要である。

1.5 臨時職員の賃金過大支給
教育委員会の臨時職員の賃金等の支払
いにおいて高卒単価を適用すべきとこ
と大過大
支給について返納する必要がある。

措置を条件として提示することにより、
自ら定年前に退職するという意思形成を
促すものである。
現行の制度は有効に機能しており、総
人件費ベースでの支出の抑制にも効果的
な制度である。

懲戒処分は、その対象となる非違行為
の原因、動機、性質、態様、結果及び影
響等を考慮し、更に他団体の処分状況や
社会情勢の変化等も十分検討するなど個
々の案件ごとに詳細かつ慎重な検討を行
った上で決定しており、指針は作成する
必要がないと考えている。

勤務評定でD評定を受けた者の中にも
差があり、昇給基準を満たさない者は、
昇給させていない。
平成19年に国家公務員法が改正さ
れ、人事評価は任用、給与等の人事管理
の基礎と位置づけられた。地方公務員法
についても同様の改正が検討されている
ことから、ここで支出され
る経費を他の福利厚生事業に活用する
改善策を検討する必要がある。

②大和職員宿舎は入居条件が限定されて
いるため、2年程で1戸が空き部屋と
なっており、入居率を高めることや有料
駐車場などへの活用検討など将来の土地
建物の活用方法として、今後のあり方を
明確にする必要がある。

1.8 請求書の提出方法や支払事務の見直 し

職員保養所山中湖荘の支出を確認した
ところ、政府契約の支払遅延防止等
する法律に違反しないよう、請求書の日
付を訂正していた。企業局の締日を明確
にして、支払事務の統一を図り、遅延防
止法に抵触しないようにすべきである。

1.9 臨時職員の賃金単価及び短期雇用職
員への任用通知

①発電総合制御所の臨時職員3名の平成
18年度賃金の支払いにあたり平成17

教育委員会の職員宿舎として活用して
きた、現在未利用で更地となっている次
について、今後の活用方法等について検
討すべきである。
1 山梨高等学校職員宿舎跡地
2 都留高等学校職員宿舎跡地
3 大月地区岩殿寮（強制）跡地

山梨高等学校及び都留高等学校の職員
宿舎跡地については、検討の結果、教育
委員会として利用の見込みがないため、
用途廃止をして普通財産として管財課へ
移管した。
隣接する大月地区強制の教職員住宅の
は、県内6箇所にある教職員住宅の今後
の在り方を検討する中で、その活用方法
も併せて検討していく。

1.7 福利厚生事業の改善及び職員宿舎の 有効活用

①職員保養所山中湖荘は毎年600万円
程（減価償却費約270万円を含む）の
赤字が継続しており、利用は主に夏期に
限られていることから、ここで支出され
る経費を他の福利厚生事業に活用する
改善策を検討する必要がある。

②土地及び建物の活用方法など職員宿舎
の今後のあり方等について、検討し方針
を定める。

①職員保養所の今後の運営のあり方に
ついて方針を定め、年間を通して施設の有
効活用を図る中で、職員の福利厚生事業
を充実させていく。

①過払いのあつた賃金については、20
年2月に戻入手続きを完了した。今後は

1.6 教職員宿舎跡地の有効活用

年度の日額単価を適用していた。

臨時職員の賃金決定について、錯誤等がないよう確認作業を徹底する。

②温泉事業における源泉及び分湯栓の清掃の賃金支払者へ任用通知がなかった。

②源泉及び分湯栓の清掃等の交替要員（短期間臨時職員）に対する任用通知の交付を徹底した。

20 警察官の時間外勤務手当

警察官の時間外勤務の縮減等は難しい状況である。地方財政計画の時間外手当の積算率を視野に入れつつ、類似県の積算率も考慮しながら、適正な時間外勤務制度維持のため 180 百万円を限度として必要な措置をできる限り講ずる必要がある。

21 職員宿舎

職員宿舎のうち石和職員合同宿舎、飯田職員宿舎、都留職員宿舎については、老朽化しており、利用率も低いので、宿舎の統廃合、宿舎の改修、空き地の活用等総合的に検討すべきと考える。

身延職員宿舎は、平成19年2月の一

般競争入札で落札されなかつたが、再入札も検討すべきと考える。

平成20年度当初予算において、時間外手当の積算率を従前の地方財政計画措置率に0.3%加算した積算率へと改善するとともに、完全定時退庁日の実施推進をはじめ時間外勤務の縮減に向けた諸対策を推進するなど、適正な時間外勤務制度の維持に必要な措置を講じている。

管財課所管の全ての職員宿舎の在り方について総合的な検討を行った上で、石和職員合同宿舎、飯田職員宿舎、都留職員宿舎の整理・処分等を計画的に進めていく。
身延職員宿舎については、平成20年2月に再度一般競争入札を実施したが落札されなかつた。今後も引き続き再入札を行ふとともに、インターネット公売制度を活用するなど積極的に売却を進めていく。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番